

なぜ、水上オートバイの安全対策が必要なのか

令和3年8月、明石市の林崎松江海岸における水上オートバイでの危険な行為は、大きく報道され社会的問題となりました。

また、同年9月には淡路市岩屋沖において、特殊小型船舶操縦士の免許を有しない者が操船する水上オートバイが護岸に衝突し、3名が死亡する痛ましい事故が発生しました。

水上オートバイに対する県民の不安感がかつてないほど高まっていることから、すべての方が兵庫の海を安全安心に楽しめるようにするために、水上オートバイの安全対策が求められています。

県の取組み

県民の水上オートバイに対する不安感がかつてないほど高まっている状況を踏まえて、国・神戸市・民間団体・県警本部の参画を得て「水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」を設置し、対策をとりまとめました。県は、検討会議での取りまとめ結果を踏まえて、下記の対策を取り組んでいきます。

- (ア) 啓発・パトロール活動等の強化
 - ・県管理港湾等における対策の強化（啓発看板設置等）
 - ・遊泳区域の拡充検討（水上看板の増設）
 - ・官民連携による啓発・パトロールの実施（GW、ハイシーズン）
- (イ) 県条例（公安委員会所管）の改正
 - ・危険行為に対する罰則の強化
 - ・飲酒操縦及び飲酒検知に対する罰則の創設
- (ウ) 国への要望
 - ・危険行為及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化
 - ・特殊小型船舶操縦士免許の取得などに関する教習等の強化
- (エ) 優良ユーザーの拡大
 - ・兵庫県自主ルールの設定・周知
 - ・水上オートバイ マリーナ事業者等との連携



◀ 水上バイク対策の詳細

関連ホームページ

- ・国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/maritime/>
- ・海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>
- ・(特非) パーソナルウォータークラフト安全協会 <http://www.pwsa-jp.com/>
- ・(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 <http://www.kairekyo.gr.jp/>
- ・(公財) マリンスポーツ財団 <http://www.maris.or.jp>
- ・(一社) 日本ジェットスポーツ協会 <https://jjsa.or.jp/>

【県条例について】

兵庫県警察本部地域部地域企画課

Tel : 078-341-7441

電子メール : chiikikaku@police.pref.hyogo.lg.jp

【その他水上オートバイ対策について】

兵庫県土木部港湾課

Tel : 078-341-7711 (内線 4458)

電子メール : kouwanka@pref.hyogo.lg.jp

04 土 P2-023A4

水上オートバイを楽しむために

押さえておきたいこと。

Laws Rules

条例改正

危険行為、飲酒操船等に関する罰則が
都道府県レベルでもっとも厳しい内容に

県自主ルール

遊泳者等から概ね100m以上離れて
航行など全3項目

Manners

マナー

迷惑行為はやめましょう!



兵庫県

Laws 条例改正 R4.7.1 施行

✓ 危険行為に対する罰則の強化

現行	改正案
20万円以下の罰金	<動力船による危険行為> 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 <非動力船による危険行為> 50万円以下の罰金

✓ 飲酒操船等に対する罰則の創設

現行	改正案
罰則なし	<酒酔いで操船> 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 <薬物影響を伴う操船> 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 <酒気帯び操船> 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

✓ 飲酒検知に関する規定・罰則の創設

現行	改正案
規定なし	<飲酒検知の拒否> 20万円以下の罰金

【参考】県条例「水難事故等の防止に関する条例」抜粋

(フレジャーポートの操船に係る禁止行為等)

第15条 フレジャーポート操船者は、海域等利用者の付近においてみだりにフレジャーポートを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、海域等利用者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(酒気帯び操船等の禁止)

第16条 何人も、海域等において、酒気を帯びた状態で動力船の操船をしてはならない。

2 何人も、前項に定めるもののほか、海域等において、薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をしてはならない。

(危険防止の措置)

第17条 警察官は、動力船に乗船し、又は乗船しようとしている者が、前条第1項の規定に違反して動力船の操船をするおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に關し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査ができる。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定に違反した者（動力船の操船により同項に規定する行為をした者に限る。）

(2) 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合においてアルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態にあったもの

(3) 第16条第2項の規定に違反した者（薬物の影響により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をした者に限る。）

第26条 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第28条 第15条第1項の規定に違反した者（動力船の操船により同項に規定する行為をした者を除く。）は、50万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者

【参考】県下の市における条例（水上オートバイ関連）

区分	罰則の主な内容	詳細 (市HP)
神戸市	水上オートバイ等が、航行禁止区域（須磨海岸・兵庫運河）を航行した場合、5万円以下の過料 「須磨海岸を守り育てる条例」、「神戸市港湾施設条例」	
芦屋市	水上オートバイ等が、キャナルパーク水路を午後6時から翌朝午前8時の時間帯に航行した場合、10万円以下の罰金 「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（市民マナー条例）」	
明石市	遊泳者安全区域において水上オートバイ等による危険行為をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 「明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例」	

Rules 県自主ルール

✓ 遊泳者等から概ね100m以上離れて航行

- ・やむを得ず100m以内に近づく場合は、最徐行
- ・ローカルルールが設定されている場所では、ローカルルールを遵守してください

✓ 飲酒操縦の禁止

- ・飲酒による水上オートバイの操縦は大変危険です

✓ 港湾・海岸等での迷惑行為の禁止

- ・ゴミ放置、迷惑駐車、騒音等の行為は止めましょう

Manners マナー

・法規、地域条例やローカルルールに従いましょう。

・海水浴場や水泳場への乗り入れは絶対に行なわない。

・悪質な改造等による騒音レベルの高いPWC（水上バイク）は乗らないようにしましょう。

・早朝や人家の多いところでは乗らないようにしましょう。

・操業中の漁船に近づいたり、船舶の多い水域での船行は止めましょう。

・釣り人やダイバーの近くでは走らないようにしましょう。

・定置網や養殖場、水道水入れ口には近づかないようにしましょう。

・港内や航路、また岸近くではスピードを落とし、他船等に引き波で迷惑をかけない。

・迷惑駐車を止めましょう。

・不必要的空ぶかしやアイドリング保持はやめましょう。

・他の利用者（遊泳者、漁業関係者、海浜利用者等）の利用も尊重しましょう。

＜出典：パーソナルウォータークラフト安全協会HP等＞